

ＬＰガス容器用バルブの製造販売業者らに対する排除措置命令及び課徴金
納付命令について

令和 6 年 6 月 2 7 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、ＬＰガス容器用バルブ^{（注１）}の製造販売業者らに対し、本日、独占
禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、ＬＰガス容器用バルブの製造販売業者らが、独占禁止法第 3 条（不当な取引
制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

（注 1）「ＬＰガス容器用バルブ」とは、容器保安規則（昭和 4 1 年通商産業省令第 5 0 号）第 1 3 条第 1 号に規
定する附属品であるバルブであって、ＬＰガス容器用のものをいう。

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者 （法人番号）	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額	申請順位 に応じた 減免率	事件の真相の 解明に資する 程度に応じた 減算率	
1	株式会社ハマイ （6010701008104）	東京都品川区西五反 田七丁目7番7号SGス クエア2階	代表取締役 河西 聡	○ 4億5459万円	30%	10%	20%
2	株式会社宮入バルブ製作所 （8010001034955）	東京都中央区銀座西 一丁目2番地	代表取締役 西田 憲司	○ 1億4859万円	25%	5%	20%
3	宮入商事株式会社 （6120901021374）	大阪府池田市空港一 丁目7番12号	代表取締役 宮入 繁美	○ 4244万円	30%	10%	20%
4	東京宮入商事株式会社 （7120901021373）	大阪府池田市空港一 丁目7番12号	代表取締役 宮入 繁美	○ 4125万円	30%	10%	20%
5	富士工器株式会社 （4180001040230）	名古屋市中区新栄二 丁目9番11号	代表取締役 前口 庄一郎	○ 2277万円	25%	5%	20%
合計				5社 7億964万円			

（注 2）違反事業者名については、以下「株式会社」の記載を省略する。

（注 3）表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

2 違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

(1)ア ハマイ、宮入バルブ製作所、宮入商事、東京宮入商事及び富士工器の 5 社（以
下「5 社」という。）のうち、富士工器を除く 4 社（以下「4 社」という。）は、
令和 3 年 3 月頃以降、特定ＬＰガス容器用バルブ^{（注 4）}の原材料である黄銅の価格
の高騰への対応策について協議を重ねていたところ、自社の利益の確保を図るた

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第二審査
電話 03-3581-3384（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

め、遅くとも令和3年4月27日までに、4社の営業責任者級の者らによる会合を開催して、同年6月以降、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げること合意した。

イ 富士工器は、遅くとも令和3年5月14日までに、ハマイから前記(1)アの会合の内容を伝達され、前記(1)アの合意に参加した。

(2)ア 4社は、その後も、特定LPガス容器用バルブの原材料である黄銅の価格が引き続き高騰していたことなどから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和4年4月26日までに、4社の営業責任者級の者らによる会合を開催して、同年6月以降、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げること合意した。

イ 富士工器は、遅くとも令和4年5月16日までに、ハマイから前記(2)アの会合の内容を伝達され、前記(2)アの合意に参加した。

(3) 前記(1)及び(2)のとおり、5社は、共同して、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定LPガス容器用バルブの販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注4)「特定LPガス容器用バルブ」とは、LPガス容器用バルブのうち、液化石油ガスの充てん質量の上限が50キログラム以下であるLPガス容器（鋼製のものに限る。）用のもの（強制気化装置に接続するLPガス容器用であってサイフォン管と連結するもの、高圧ガス保安協会が策定した「液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHK S 0126」に定める容器取付部のねじ記号が「V₁」のものと及び液化石油ガス自動車燃料装置用容器（容器保安規則第2条第15号に規定するもの）用のものを除く。）をいう。

3 違反行為の実施状況（詳細は別添排除措置命令書参照）

(1) 5社は、前記2(1)の合意に基づき、次のとおり、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格の引上げの具体的な内容を決定するとともに、それぞれ、需要者に対し、直接又は商社等を通じて特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨の申入れを行うなどにより、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格をおおむね引き上げていた。

ア 4社の営業責任者級の者らによる会合等

(7) 令和3年5月11日の4社の営業責任者級の者らによる会合において、4社は、特定LPガス容器用バルブ1個当たりの需要者向け販売価格について引上げ後の目標価格を900円以上と決定した。その後、4社は、富士工器との間で当該目標価格を共有した。

(4) 富士工器は、前記ア(7)において共有された目標価格に基づき、遅くとも令和3年5月24日までに、自社が販売する特定LPガス容器用バルブ1個当たりの需要者向け販売価格について引上げ後の目標価格を900円以上と決定した。

イ 4社の各営業拠点の長らによる会合等

(7) 4社は、全国各地区において、4社の各営業拠点の長らによる会合（以下「支部会」という。）を開催するなどして、前記ア(7)の決定に基づき、需要者ごと

の需要者向け販売価格について引上げ後の目標価格を決定するなどし、それぞれ、当該需要者に対し、直接又は商社等を通じて特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を申し入れた。また、４社は、富士工器との間で当該目標価格を共有した。

- (イ) 富士工器は、全国各地区において、前記ア(イ)において決定した引上げ後の目標価格及び前記イ(ア)において共有された需要者ごとの引上げ後の目標価格に基づき、当該需要者に対し、直接、特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を申し入れた。
- (2) ５社は、前記２(2)の合意に基づき、次のとおり、特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格の引上げの具体的な内容を決定するとともに、それぞれ、需要者に対し、直接又は商社等を通じて特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨の申入れを行うなどにより、特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格をおおむね引き上げていた。

ア ４社の営業責任者級の者らによる会合等

- (ア) 令和４年４月２６日の４社の営業責任者級の者らによる会合において、４社は、特定ＬＰガス容器用バルブ１個当たりの需要者向け販売価格の目標引上げ額を２００円以上と決定した。その後、４社は、富士工器との間で当該目標引上げ額を共有した。
- (イ) 富士工器は、前記ア(ア)において共有された目標引上げ額に基づき、遅くとも令和４年６月１６日までに、自社が販売する特定ＬＰガス容器用バルブ１個当たりの需要者向け販売価格について目標引上げ額を２００円と決定した。

イ 支部会等

- (ア) ４社は、全国各地区において、支部会を開催するなどして、前記ア(ア)の決定に基づき、需要者ごとの目標引上げ額を決定するなどし、それぞれ、当該需要者に対し、直接又は商社等を通じて特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を申し入れた。また、４社は、富士工器との間で当該目標引上げ額を共有した。
- (イ) 富士工器は、全国各地区において、前記ア(イ)において決定した目標引上げ額及び前記イ(ア)において共有された需要者ごとの目標引上げ額に基づき、当該需要者に対し、直接、特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を申し入れた。
- (3) ５社は、前記２の合意の実効を確保するため、特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格の引上げの交渉状況等について情報交換を行っていた。

４ 排除措置命令の概要

- (1) ５社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記２(1)及び(2)の各合意が消滅していることを確認すること。

イ 今後、相互の間（宮入商事と東京宮入商事の間を除く。）において、又は他の

事業者と共同して、特定ＬＰガス容器用バルブの販売価格を決定せず、自主的に決めること。

ウ 今後、相互に（宮入商事と東京宮入商事の間を除く。）、又は他の事業者と、特定ＬＰガス容器用バルブの販売価格に関する情報交換を行わないこと。

(2) ５社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く４社（宮入商事及び東京宮入商事にあっては、ハマイ、宮入バルブ製作所及び富士工器）に通知するとともに、自社の特定ＬＰガス容器用バルブの需要者及び自社の特定ＬＰガス容器用バルブの取引先である商社等に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(3) ５社は、今後、それぞれ、相互の間（宮入商事と東京宮入商事の間を除く。）において、又は他の事業者と共同して、特定ＬＰガス容器用バルブの販売価格を決定してはならない。

(4) ５社は、今後、それぞれ、相互に（宮入商事と東京宮入商事の間を除く。）、又は他の事業者と、特定ＬＰガス容器用バルブの販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

(5) ５社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記(3)及び(4)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

ア 特定ＬＰガス容器用バルブの販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底

イ 特定ＬＰガス容器用バルブの販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、当該販売活動に従事する自社の役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

(6) ５社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(5)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

5 課徴金納付命令の概要

５社は、令和７年１月２８日までに、それぞれ前記１の「課徴金額」欄記載の額（総額７億９６４万円）を支払わなければならない。